

トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性(案)について

令和6年5月20日

事 務 局

第83回会合（令和6年4月16日）においては、トラヒック・ポンピングに関する調査を踏まえ、（1）着信インセンティブ契約の合理性を踏まえた検討、（2）接続料収入とインセンティブ原資の関係に関する検討、（3）着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する検討、（4）行政の取組に関する検討について、議論を進めた。

構成員意見

（全般）

- トラヒック・ポンピング、あるいは、インセンティブの行為自体は、本来的な通信サービスではないため問題であると思っており、毎年、大量の金員が、着信側事業者に流れていくことについては、疑問であり、止めなければならない。
- 機械による通信を問題行為として規制する方向で議論するのか、着信接続料の中にインセンティブのコスト等が入っているのが問題なのか。着信ボトルネック性も踏まえ、コストベースで着信料金を決めるべきで、そうでない場合にはこのような対応がある、のように接続ルールの中で対応するか、改めて、問題行為に対して何らかの判断をしていくのか、どちらかの方向ではないか。その判断によっては、接続承諾義務について、総務省の「考え方」で対応できるように変えるといった方法も考えられる。

（「（1）着信インセンティブ契約の合理性を踏まえた検討」に関する意見）

- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の事業者から「通常の商習慣」と説明する意見があったところ、「通常の商習慣」とは、関連する法の趣旨に基づいて許容される範囲内であるということが前提であると考えられる。電気通信事業法第1条の「電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとする」に適合するかどうか、着信インセンティブ契約が及ぼす影響を丁寧に見る、あるいは整理する必要がある。
- 着信インセンティブ契約が及ぼす影響については、金銭的なダメージというのがMNOの主張の軸にあるが、大量通信でどんなことが起こるのかを説明できるようにしておく必要がある。現行の総務省の「考え方」にも大枠書いていると思うが、補足的な説明が必要。
- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の固定電話事業者から、「ネットワークの有効利用」の観点から説明する意見があったところ、ネットワーク全体からすると局所的な部分最適であり、これをもって着信インセンティブ契約に合理性があるということは言えないのではないか。ネットワーク全体でトラヒック・ポンピングが発生し、様々な問題が起きているのであれば、これは理由にならず、やはり、この着信インセンティブ契約の問題に関しては、手をつけなければならない。
- 論点で示された考え方に基本的に賛成。米国のFCC基準のような、発着信時間比率の明確化の要望について、今までのトラヒック・ポンピングに関わる事業者の対応においては、トラヒック・ポンピングが判明しないように行動していると承知しており、具体的に数値化した基準を設けることについては無理があり、するりと抜けられてしまうリスクもある。接続拒否事由に該当するといった形で行為を禁じるほうがよいという印象を受けた。
- 着信インセンティブ契約が、なぜその結果として利用者に不利益が出てくるのか、あるいは、公共の利益が著しく阻害されるのかという因果関係について、現状ではどのような説明を想定しているのか。

構成員意見

（「（2）接続料収入とインセンティブの原資の関係に関する検討」に関する意見）

- 接続に関係のないコストを接続料の中に入れること自体が、接続料のそもそもの考え方から反している。この点是对応すべき。
- 適正な原価に含まれないとすると、そもそもこれを接続とは言わないと言うことになるのではないか。 接続拒否をすれば、それは、自動的に原価の外になる、接続に含まれないと考える、ということであるから、ある意味（2）の論点は（1）の裏表である。
- 着信インセンティブ契約の原資を接続料の原価に入れることは不適切であると思うが、「適正な利潤」を食い潰す形でキャンペーン的に着信インセンティブ契約を締結することまで不適当であるのかということについては、丁寧に議論したほうがよい。

（「（3）着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する検討」に関する意見）

- 着信インセンティブ契約や機械による通信に関して、どれだけ行われているかを判定・判断することは難しいと思われるが、できれば、基準を超えた場合は疑わしいため、一定の情報を提供しなければならない、行為自体に対応するののも一つのやり方かと思う。
- 「機械的発信」という文言は、「情報伝達を目的としない大量発信」を意味するかと思う。例えば、メーター検針のように、1週間や1か月の間隔で機械が自動的に発信するケースもあるため、機械で発信することがよいのか悪いのかという話ではないことを明確化しておいたほうがよい。

○ 多数の構成員から、トラヒック・ポンピングや着信インセンティブ契約により金員が着信側事業者に流れていくことについて、疑問であり、止めなければならない、手を付けなければならない問題であるといった意見、着信インセンティブ契約について、接続拒否事由に該当するといった形で行為を禁じるほうがよいなど、接続ルール（業務改善命令、接続拒否等）の中で対応することに賛同する意見があった。

○ 着信インセンティブ契約の合理性について、「通常の商習慣」の観点から説明する事業者意見については、事業法第1条の趣旨に適合するかどうかで判断されるべきとの意見があった。また、「ネットワークの有効利用」の観点から説明する事業者意見については、ネットワーク全体からすると局所的な部分最適であり、合理性があるとは言えないとの意見があった。

○ また、着信インセンティブ契約が及ぼす影響について、大量通信でどんなことが起こるのかということや、結果として利用者に不利益が出てくるのか、あるいは、公共の利益が著しく阻害されるのかについて、整理すべきとの意見があった。

○ 接続料収入とインセンティブの原資の関係については、コストベースで接続料を決めるべき、インセンティブは接続に関係のないコストである、着信インセンティブ契約の原資を接続料の原価に入れることは不適切、といった意見があった。

○ そのほか、対策をすべき対象について「情報伝達を目的としない大量発信」であることを明確化すべきとの意見があった。

検討の方向性について（案）

「着信インセンティブ契約」の接続ルールとの関係等に関する議論を踏まえ、以下の点についてどう考えるか。

（他の電気通信事業者が料金設定を行うトラヒックに対する着信インセンティブ契約の締結）

- 電気通信事業者間で合意した接続協定に関して、一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の同意を得ずに当該接続協定に反する行為を行うことは、通常、接続に関し不当な運営を行っているものであり、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じるおそれがあると言っているのではないかと考えられる。
- この点、料金設定権を有する電気通信事業者の同意を得ずに、着信インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなるため、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障を生じるおそれがあると考えられるのではないかと考えられる。
- 特に、料金設定に当たっては、需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約（※）を締結した電気通信事業者が、料金を定める電気通信事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合、料金を定める電気通信事業者は、場合によっては、需要の的確な把握が困難となり、料金設定等の適正な実施に支障を生じ、不適切な料金設定や一部のサービスの停止等をせざるを得なくなり、利用者の利益の侵害など公共の利益が著しく阻害される可能性も否定できないと考えられるのではないかと考えられる。
- 上記に該当すると考えられる場合には、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えられるのではないかと考えられる。

（利用者料金の設定権の所在に係る総務大臣への裁定申請との関係）

- 利用者料金の設定権の所在を含む接続協定の細目について、電気通信事業者間の協議が不調であるときは、総務大臣への裁定申請を行うことが可能であるが、利用者料金の設定権の所在に関する裁定については、「利用者料金の設定権に関する裁定方針」（令和4年1月6日総務省）に基づき、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者（通常の通話であれば、発信側の電気通信事業者）が有することを基本的な方針として裁定することになるから、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約のように、発信側の電気通信事業者が料金設定に実質上関与することを認める裁定は、通常、行われないと考えられるのではないかと考えられる。

（接続料収入とインセンティブ原資の関係）

- 接続料の水準について裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月16日総務省）を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針において、一般には「適正な原価」に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）が含まれると考えることは難しいのではないかと考えられる。協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましい」（平成30年10月16日情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」）との考え方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることを懲罰するものではなく、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもないと考えられるのではないかと考えられる。

- ※ 他者料金設定トラヒック：接続協定において他の電気通信事業者が電気通信役務に関する料金設定を行うこととされているトラヒックをいう。
 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約：着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいう。

（電気通信設備の接続拒否事由との関係）

- 電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければならない。」（接続応諾義務）ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができる。
- 接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結する場合であって、客観的な事実により、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できるときは、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」（電気通信事業法第32条第2号）があると考えられるのではないか。
- 一方、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の存在が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合（損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合等）には、ただちに接続拒否を行うことはできないところ、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすべきか。

- トラヒック・ポンピング（次ページ参照）については、本研究会第七次報告書（令和5年9月6日公表）において、「**速やかな解決を要する問題である**」との認識に立った上で、「いわゆる『着信インセンティブ契約』に関する電気通信事業法の適用についての考え方」（以下単に「**考え方**」という。）を公表（令和5年5月30日）**するとともに**、今後の進め方について「総務省においては、トラヒック・ポンピングの**状況について定期的に注視していくことが適当**」と整理されたところ。
- これを踏まえ、総務省においては、**第七次報告書公表以降の状況を把握**し、「**考え方**」をフォローアップするため、関係する電気通信事業者（MNO及び固定電話事業者計25社）に**調査（アンケート及び個別ヒアリング等）を行った**（令和5年11月～令和6年3月）ところ、内容について研究会に報告する。

対象事業者

- MNO（発信側）5社
… 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社・沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 固定電話事業者（着信側）23社
… 東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社トークネット（旧東北インテリジェント通信株式会社）、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージ、株式会社エネコム（旧株式会社エネルギア・コミュニケーションズ）、株式会社STNet、株式会社QNet、アルテリア・ネットワークス株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社、ZIP Telecom株式会社、株式会社アイ・ピー・エス・プロ、株式会社三通、大江戸テレコム株式会社、株式会社コムスクエア、フリービット株式会社、アイテック阪急阪神株式会社、株式会社メディアアドベンチャー、株式会社ハイスタンダード

調査の進め方

- 次の点について、**MNO及び固定電話事業者にアンケート**を行った。
 - ・ MNO…トラヒックポンピングに対する**調査・協議等の状況**
 - ・ 固定電話事業者…**着信インセンティブ契約の有無、卸先事業者・代理店の行うトラヒック・ポンピングに対する対応状況等**
- また、**着信インセンティブ契約に対する見解**について、アンケート調査に加え、一部事業者（※）に個別のヒアリング等を行った。
（※）MNO、着信インセンティブ契約を締結中の事業者及び調査回答において一定の御意見を示された事業者
- なお、回答内容を通じて回答者が特定されるおそれがあるため、**個別の回答内容については全て構成員限り**として報告する。

固定電話事業者

- 調査対象の固定電話事業者のうち、4社が過去に着信インセンティブ契約を締結しており、2社が現在も契約を締結している。
- 現在も契約している事業者中、契約相手方による契約約款違反行為を把握している事業者はいなかったが、文書（通知、誓約書等）のやりとりや着信インセンティブ契約の規定の工夫等により、契約約款違反行為を防止する取組をしているとのことであった。
- 過去に契約していた事業者中、トラヒック・ポンピングを防止する観点から契約を解除するための協議を行い、現に全て解除した事業者がいたほか、契約相手方等に対するヒアリング・点検等を行っていた事業者もみられた。
- MNOとの協議においては、トラヒック・ポンピングの対策の主体（MNOか固定電話事業者か）や方法について合意できず、固定電話事業者側は着信インセンティブ契約の解除以外の案を示す等、認識の相違が明らかになった。

MNO

- トラヒックのモニタリング等の調査を踏まえて、通話定額サービスの従量課金化等の利用者対応を行いつつ、一部の接続事業者とトラヒック・ポンピングに係る事業者間協議を行っているとのことであった。
- 一連の対応により、対応に係る人的コスト、システム改修コスト等が発生している事業者もみられた。
- 事業者間協議を通じたトラヒック・ポンピングの解決に一定の限界をみる立場から、総務省の積極的関与（調査、行政指導等）や行政処分の基準の明確化を希望する声があった。

（1）着信インセンティブ契約の合理性を踏まえた検討

事業者の意見

- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の固定電話事業者から、「通常の商習慣」等と説明する意見や、「ネットワークの有効利用」の観点から説明する意見があった。
- 一方で、料金設定権（※）に着目すれば、接続協定において一方の電気通信事業者がエンドエンドの料金を定めることに合意した電気通信役務において、着信インセンティブ契約は、自社が料金設定しないサービスについてインセンティブを設定する行為であり、合理的でないとの捉え方の意見があった。
 - ※ 複数の事業者が電気通信設備を相互に接続して利用者にサービスを提供している場合において、当該複数の事業者で合意した接続協定に基づき、特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定するとき、当該特定の事業者が「料金設定権を有する」という。
- また、調査の中で、機械的発信に対応する業務が一定程度生じていること、接続協議において、着信インセンティブ契約の問題等に起因して接続料水準の合意に至らず暫定精算が継続している事例があること等、事業者の業務に悪影響が生じていることが示された。

論点

- これらを踏まえ、着信インセンティブ契約の合理性についてどう考えるか。また、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱いに関し、例えば、以下の点についてどう考えるか。
 - ・ 接続協定においてエンドエンドでの料金設定に合意したにもかかわらず、着信インセンティブ契約を締結した事業者が、料金設定を行う電気通信事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無及びその内容を当該電気通信事業者に明らかにしないことは、料金設定等の適正な実施に支障を生じ、その結果として、利用者に不利益を与える等、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると考えるか。
 - ・ エンドエンドでの料金設定を前提とした接続の請求を行いながら、料金を設定する電気通信事業者の同意を得ずに、着信インセンティブ契約を締結しようとする場合は、接続協定で定める重要な事項に対する重大な違反であるとして、接続拒否事由に該当すべきものと考えるか。
 - ・ 利用者料金の設定権の所在に係る総務大臣への裁定申請が行われた場合、通常の通話であれば、発信側の電気通信事業者が利用者料金を設定することを基本的な方針（※）としているが、この方針に照らし、着信側事業者が料金体系の決定に事実上関与する「着信インセンティブ契約」は不相当と考えるか。

※ 「利用者料金の設定権に関する裁定方針」（令和4年1月6日総務省）

（2）接続料収入とインセンティブ原資に関する検討

事業者の意見

- 一部の固定電話事業者から、接続料水準に合意があるのであれば、その用途は着信側事業者の自由であるとの意見があった。
- 一方で、MNOから、接続料規制の有無にかかわらず、接続料は、適正原価・適正利潤で算出すべきものであり、その原則を逸脱するコストを接続料原価に算入することは不相当であるとの意見や、その場合、自社としては接続協定を締結することは許容できないとの意見があった。また、接続料の水準にベンチマーク方式を採用している場合でも、実際網費用との差額を着信インセンティブの原資とすべきでないとの意見があった。

論点

- これらを踏まえ、着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とすることについて、どう考えるか。例えば、以下の点についてどう考えるか。
 - ・ 仮に、総務大臣に対して、接続料の水準について、裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月16日総務省）を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針において、一般には「適正な原価」に販売促進費用が含まれると考えることは難しく、着信インセンティブ契約の原資は「適正な原価」に含まれないと考えるか。
 - ・ ベンチマークを採用する場合において、協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましい」（※）との考え方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることや、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものではないと考えるか。

（※）平成30年10月16日情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」

（3）着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する検討

事業者の意見

- 一部の固定電話事業者・MNOから、接続事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無や締結の趣旨について説明すべきとの意見があった一方、一部の固定電話事業者から、契約の存否・内容について契約当事者以外の第三者に開示することは、秘密保持義務違反となるおそれ等があり、困難又は不要、慎重に判断すべきであるとの意見があった。
- 発信側事業者の措置については、通話定額サービスの利用者の審査に関し、MNOからは、審査の基準・運用等の観点から審査によって解決するというのは現実的に困難との意見があり、合わせて、着信インセンティブ契約の是正により対処すべきとの意見もあったが、一部の固定電話事業者からは、着信側事業者のみで対応することは困難であり、発信側事業者の対応も有効の意見があった。
- 着信側事業者の措置については、着信インセンティブ契約の契約内容の見直し（機械的発信の禁止、「再着信インセンティブ契約」の禁止）や機械的発信の調査の実施について賛同する意見がMNOを中心にあったものの、機械的発信の定義・調査のルールの明確化の必要性を指摘する意見、調査の限界を指摘する意見もあった。また、事業者間の協力に関し、必要との意見と抑止効果に乏しいとする意見の双方があった。

論点


- 機械的発信の防止については、「発信側が実施すべき」か「着信側が実施すべき」という点については意見が対立している点も見受けられるところであるが、本来的には、双方がそれぞれ対処すべき状況にあると考えるか。
- また、発信側事業者は発信呼のモニタリングや通話定額サービスの解約等、必要な対応を一定程度とっていると思われるところ、機械的発信を防止するための更なる対策として、例えば、以下の点についてどう考えるか。
 - ・ 接続事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無や当該契約の締結の趣旨等を説明することについてどう考えるか。
 - ・ 着信インセンティブ契約を締結する場合において、他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長しないようにするため、大量の通信を発生するような不当な機械的発信を禁止することについてどう考えるか。

（4）行政の取組に関する検討

事業者の意見

- 考え方に賛同する意見のほか、①情報開示を拒むこと、②他事業者が料金設定する通話にインセンティブを設定すること、③接続料原価に着信インセンティブ原資が含まれること、④トラフィック比の基準等について見解の明確化に関する要望があった。
- また、定期的な注視・是正措置等の実施の要望や、事業者間協議で開示を拒まれた情報の確認等の事業者間協議への関与を求める意見があった。

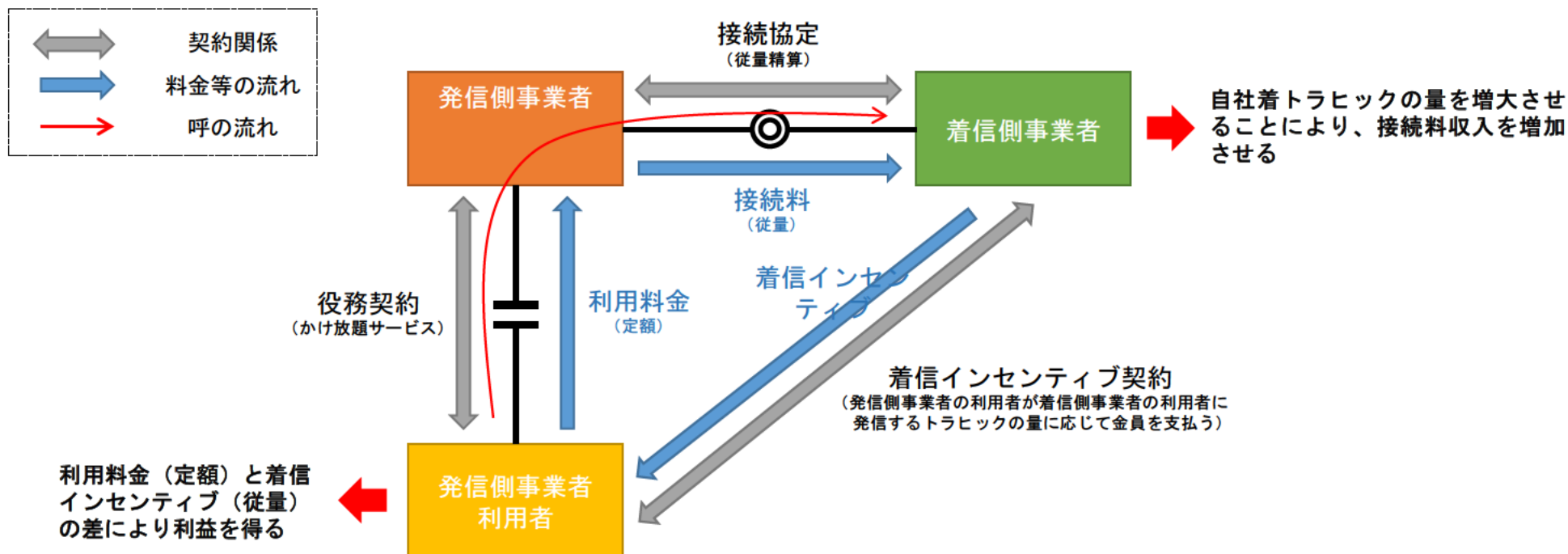
論点

- 
- トラフィック・ポンピングの防止に向けて、事業者間協議による対応では限界があるため、必要最小限での行政の介入についてどう考えるか。
 - 例えば、「着信インセンティブ契約」の接続ルール（電気通信事業法第29条、第32条、第35条等）との関係について整理をした上で、「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方」（令和5年5月30日総務省）の見直しを検討すべきではないか。また、今後のフォローアップの在り方についても検討すべきではないか。

(参考) トラヒック・ポンピングの概要

- 音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。
- トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。
 - ・ 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
 - ・ 接続協定の一方の事業者（以下「着信側事業者」）が、協定の相手方事業者（以下「発信側事業者」）の利用者（通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用）との間で「着信インセンティブ契約」（当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約）を締結することにより、
 - ・ 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
 - ・ なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

<典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの>



着信インセンティブ契約（音声における接続協定の一方の当事者（着信側事業者）が、他方の当事者（発信側事業者）の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員（インセンティブ）を支払う旨のものをいう。）に関する電気通信事業法の適用についての考え方は以下のとおり。（令和5年5月30日公表）

- 1 通信を促す行為は、電気通信事業の発達に資すると考えられ、また、電気通信事業法上、着信に対してインセンティブを支払う契約を禁止する規定もないことを踏まえると、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障を生じさせるものとは言えないと考えられる。
- 2 また、当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料収入の一部であることについても、接続料の妥当性は原則として事業者間の協議の中で確保されるべきものであることから、当該インセンティブを支払うことが、直ちに業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。
- 3 しかしながら、着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにも関わらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
- 4 上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務（※）が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。
これらを踏まえると、このような行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる。
※当該電気通信事業者が契約違反行為を察知・防止するために、通常の業務を超えた対応（頻繁なモニタリング等）を行わざるを得ない状況であることが前提。
- 5 したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記3及び4に該当すると考えられる場合は、電気通信事業法第29条第1項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 略